

## 山峡の学校史（2）

## A History of Schools in the Mountains (2)

## はじめに

本稿は先の中之条小学校に関する考察を受けて、そこからさらに吾妻川沿いに草津へ一五キロほど遡る、岩島地区の学校を取り上げる。この地域は、岩下村と三島村とを中心にして成り立ち、明治二二年に六つの村が合併して岩島村が誕生する。それが、昭和三〇年には近隣三町村と合併して吾妻町の一部になり、さらに平成一八年に東町と合併することで、いまは東吾妻町に占める。概観して、岩島地区は東西八キロ、南北四キロの、吾妻郡のほぼ中央に位置する。岩島地区の真ん中を東西に吾妻川が流れ、地域を二分する。

「学制」頒布以来、この地域にいくつかの小学校が設立され、統合され、現在は岩島小学校に集結する、明治学校史の一こまを本稿は扱う。

## 1 小学校の開校

まずは岩下小学校である。吾妻郡では、原街小学校に次ぐ第二番目に設立された小学校である。開校届は明治六年九月付けである<sup>①</sup>。学校

花井 信

(Makoto HANAI)

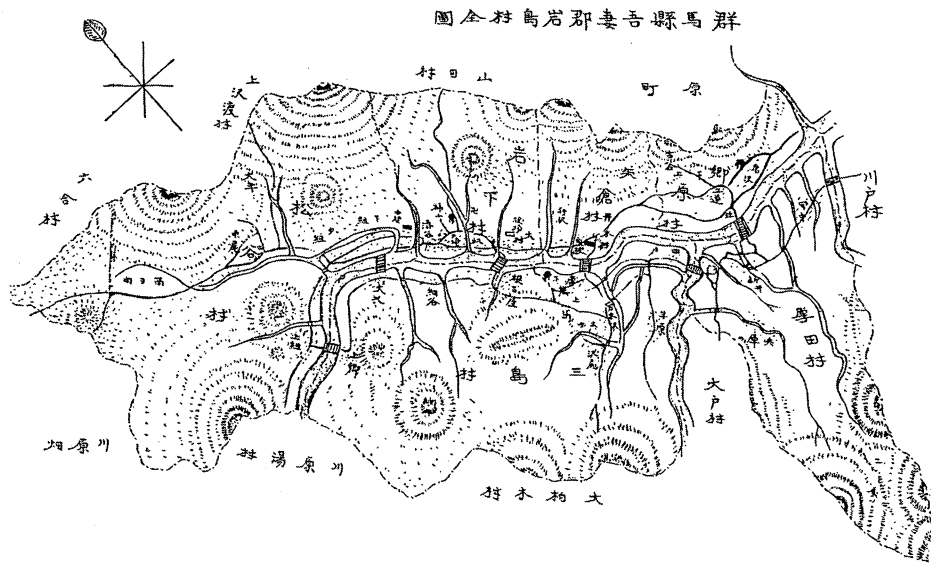
(平成二十年十月六日受理)

位置は、岩下村の応永寺の堂宇である。教員は塩谷真雄と森岡宏甫の二人である。二人の経歴が開校届に記されてはいるものの抹消されており、代わりに熊谷県の教員伝習小学校にあって教員の伝習を受けたことが訂正記述されている。伝習小学校とあるものは、元記述に従えば、師範学校であり、そこにふたりとも時期は異なるが、二ヶ月通って卒業の運びになっている。ほかに海野斎が助教として届けられているが、抹消されている。計画としては採用の方針であったのであろう。教員給与は三人分計上されている。しかし海野は、後述する三島小学校に採用の結果となつたため、異動となつた。生徒数は七五人となっている。男女別人数は抹消されている。授業料も上等一〇銭下等五銭とあつたものの抹消されている。

ついで三島村に開設された三島小学校<sup>②</sup>。学校位置は浄清寺である。教員は海野斎、神官である。海野は熊谷県の師範学校へ入学し、伝習を受けているときに祠堂に任せられ退学するも岩下小学校に採用される予定であった。それが明治七年五月の三島小学校の開校に当って転ずる。ほかに助教として浦野千穎の名前が見える。浦野は父親から漢籍素読を



図2 岩島村全図 『岩島村誌』(1971年)から



教授されたほか、原街学校で教員となる伝習を、明治七年四月から受けているとの経歴がある。非常に短期の伝習である。生徒数は七八人、全部男である。授業料は上等が一〇銭、下等が六銭である。

この三島小学校に通う子どものうち、遠距離の細谷・大沢・上谷の三地域が共同して設立したのが上島小学校である。学校位置は田中長次良宅を借りて設けられた。教員は助教として浦野千穎一人、年齢四一歳である。三島小学校からの分離に伴い、異動したものと思われる。生徒数は男一七人、女一〇人であった。授業料は上等一〇銭、下等六銭である。

つぎに松尾村神明社境内続きに新築された松谷小学校。同校は横谷村との連合である。教員は中島策治一人、年齢二二歳である。前歴は群馬県師範学校入学後、原街学校で教員としての伝習を経験している。給料は七円と、上島学校の浦野より三円多いのは、師範学校入学の経歴が生きていたのであろうか。生徒数は男三七人、女二三人で授業料は上等が六銭、下等が四銭であった。

ついでに郷原村の鎮守社境内に設けられた郷原小学校。しかし、名称は「開校伺」によれば、万年小学校と訂正されているので、こちらが正式であろう。実際の史料によれば、明治八年八月四日付けの万年小学校の開校願いとして届けられている。しかし、なぜ私立学校開校伺なのかは、わからない。教員は小板橋元則一人で、年齢は三八歳。前歴は、原街学校で教員伝習を受けている。この小板橋は、前稿で考察した中之条学校開設関係書類にも登場する人物である。そのときには「抹消されていることから、採用されなかったと考えられる」とし、疑問を呈していたところである。

以上の由来に付言しておけば、教員のなかの海野齋と浦野千穎は、

『岩島村誌』によれば寺子屋師匠からの転出である<sup>9)</sup>。その際の注目すべき点は、ふたりとも、一度は近代学校で教授すべき訓練を受けているということである。寺子屋師匠としての実績そのまま、新しい学校教師には転出できなかった。すでに見た、三島小学校の開設伺史料に拠れば、浦野千穎の経歴は、「幼年父浦野瀧浄膝下ニテ漢籍素読仕、明治七年四月ヨリ原街学校ニオイテ、教員後藤春蔵従ヒ小学校御教則伝習仕候」とある。四一歳にして、新しい教授法の指導を受けたわけである。一カ月ばかりの短期間ではあったが。他方の海野斎は、「嘉永六年三月ヨリ三ヶ年之間吾妻郡赤岩村湯本省齋へ随筆学修行仕、慶応二年正月ヨリ二ヶ年之間当国緑野郡落合村浅見無為齋隨身漢学素読仕、去ル六年四月中本県師範学校へ入学伝習中祠堂拜命ニ付退校仕、岩下小学校ニ教員罷在候」と経歴にある。海野の方はまだ二五歳の若さだったから、師範学校に学ぶことを求められた。

従来の研究によって、新しい小学校の教師には寺子屋師匠から移ってきたことは知られているけれども、そのままの転進ではなくて、近代教授法の訓練を短期間とはいえ受けていることが、これで知られるのである。筆者としては新しい発見である。

付言しておけば、群馬県における教員養成機関は、明治六年七月に設立された教員伝習学校がその最初である。前橋の旧藩校を拠点に授業が行なわれたようで、修学期間は二ヵ月、下等小学科を伝習させた<sup>10)</sup>。一般に群馬県の教師として小学校に採用される者は、そこで近代教育に関する伝習を受けた。岩島地区の学校教員も例外ではない。ただし、教則の詳細は不明である。

その後、この伝習学校は位置を本庄駅に移し（群馬県と入間県の合併に伴い熊谷県が成立したため）、六月から暢発学校と改称される。一一

月には熊谷に移転新築されて、三月に開校する。この暢発学校における教員養成の特徴は、中学区規模の中心校に暢発学校の教員が派遣されて、そこで小学科を伝習させて、助教を各地に送り出していることである。吾妻郡では、原街小学校がその任に当たった。この点を『文部省年報』は、

暢発学校ニ於テ、教員養成ノ方法及将来進学ノ目途ヲ建ツヘキコトヲ商議シテ、更ニ各中学区内ニ一ノ伝習学校ヲ建設シ、此ニ暢発学校ノ教員ヲ派遣シ小学校ノ教員タルヘキ生徒ヲ募集ス、と記録している<sup>11)</sup>。

## 2 教員

学校の出発と整備にあたって最も重要なことは、場所の確保と教員の確保とであった。多くは寺社の一角を借りてしのいだ。ところが教員はなかなか定着しなかったもようである。

一番規模の大きかった岩下小学校を例に見ておきたい。明治六年に設立され一〇年経った時点で、教員は一八人が出入りをしている。明治一七年に学校沿革誌を作製するよう県から指示された。その沿革誌<sup>12)</sup>の記述に拠るので記録漏れがあることは避けられず、一度教員として名前が記載されながら、一七年時点で在職者とはなっていない者が二人いる。したがって、いつ退職したか不明である。その二人を除けば、一番短い勤務期間は採用されたその月に辞職している一名である。一年未満の在勤期間の者が一〇人を数える。他方で、一番長い勤務をしている者が海野斎であり、明治八年一〇月に採用されてから一七年六月時点でまだ勤めている。在勤期間は九年になろうとしている。次に長いのが一七年時点での校長を務めている五島金七郎の二五ヵ月である。

一人の教員がどう重なっているかを調べると、一人が辞めると直ちに後任を補充するという形で、二人体制を維持しつつ進んでいるように判断される。五島が勤務しだしてから、一五年の七月に進邦文献が入ることによって、海野と合わせた三人体制が整った。この年、沿革誌によれば生徒数が一五五人と前年比で二倍化したうえに、初めて一〇〇人を超える。沿革誌は督責の効果と言う。しかし、翌年には一〇〇名をわずかに超える程度に生徒数は減少する。

### 3 明治前半期の教育の様態

岩下小学校の教育の様態を次に見ておきたい。優良校に対して文部省から賞与が贈られるということから、明治一六年五月七日付けで、自己推薦文書が群馬県令宛に提出されていることから、それを資料とする。

まず校舎の様子は、大和造りの板屋二階建てで、横八間縦六間半の五二坪。南北は障子及び板戸で開閉し、西は壁、東は教員詰所。教場としては四五坪ながら、二階を合わせると六六坪。これを六部に分ち教場として使った。「一村学齡ニ比較スルモ、稍其適当ヲ得ルナリ」という。

当初は応永寺を借りたけれども、明治一五年に「校舎二階其他玄関を新造」することになり、そのために三五〇円を有志が拠出したほか、翌年には一四〇〇円あまりを学資金として地域民が負担した。設立当初も学資金として一〇〇〇円余を徴収しているから、応永寺の一角を借りる状況から、新たに一軒建てを築造したものと推測され、それが一五年に二階建てになったのであろう。等級数は、初等一年前期から高等七年前期までの一三である。それを教員四人が分担した。四人の分担等級は表のとおりである。

五島金七郎は明治一五年四月に岩下小学校に着任し、一六年一月から

校長職に就く、堀越隣次郎は一五年一〇月から岩下小学校に勤めはじめ、一六年一月に訓導免許状を得る。海野斎は前に名前が出ている人物であるけれども、この書類による経歴では、一〇年八月に県師範学校下等七級を卒業し、かつ一二年二月には同師範学校甲科四級を卒業するとともに岩下小学校に勤務となる。職名は授業生。富沢辰造は助手で、八年に岩下小学校に入学し、「十五年退学、同十四年より岩下小学校在勤」とある。暦年の順序に疑問があるけれども。

下等1年		下等2年		下等3年		中等4年		中等5年		中等6年		高等7年	
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
富	沢	堀	越	五	島	海	野	海	野	五	島	五	島

前稿でも指摘しておいたところ、一年を二期に分け、その単位を前期・後期と呼んでいる。したがって「学制」期とは違い、第八級というような番号を付した呼称ではなくなっている。新しい発見である。

授業については、「分課専授ヲ須ヒス」とあり、特定の教科のみを特定の教員が担当することはしない。「読書、修身、算術、習字等悉皆教授ス」。

授業の工夫としては、「生徒カ日々操作スル事物ニ就テ之ヲ引証シ、都テ生徒ノ一身上ヨリ発明セシムルヲ第一義」としたところにある。「学制」来の開発的教授が生きている。「読書科ハ、反復誦読セシメ、発声ノ訛謬ヲ矯正シ、字句ノ艱澁ヲ通暢セシメ、其大略ヲ胸中ニ安頓セシメ、然ル后書ニ因テ講明セシメ、問ヲ設ケテ主意ヲ抉出スル」方式である。音読中心の、いわば漢学を学ぶ伝統的な

素読方式を継承している。声に出して読めば意味はおのずと判ってくるのであって、すくと胸に落ちたら、主題をあれこれ考えさせる。

「博物究理ハ、器械ヲ俱ヘサルヲ以テ常ニ隔靴ノ感ナキ能ハスト云ヘドモ、多ハ生徒ノ目撃自聞スル物品ニヨリテ其理ヲ指示スル」と、標本、器具などの補助教材・教具の不足を嘆き、もどかしさを感じつつも、生活上の見聞に頼りながら授業を進めている。観察させながら原理を考えさせようとしているところに、特徴があるだろうか。

訓育については、一方で品行端正かつ定期試験で高得点を取得したものに「筆墨紙等ノ物品ヲ付与」しつつ、罰は厳しい構えを見せている。「譴責、直立、留置等」があるほかに、なおそれでも改まらない生徒には、「席ヲ分チ、五日間ヨリ一週間ニ至ルマデ他ノ生徒ト交ラシメス、督責ニ換フルニ課業ヲ以テ」する。問題の生徒を他の子どもから隔離し、交友を禁止するとともに、罰としての課業があった。

しかもこうした賞罰は、教師対子どもという関係でのなかで行なわれるのではなく、「褒賞懲罰共、衆生徒ノ面前ニ於テ其状ヲ陳シテ、勸懲ノ意ヲ發揮セシム」ことが目指された。公衆の面前で辱めることによつて効果を上げようという、当時の教育界の支配的思想が表われている。

明治一六年五月の時点で、岩下小学校を卒業した子どもは上等小学の卒業、つまり、「学制」期の下での卒業生一人にとどまっておらず、その卒業生は、群馬県立中学校に進学している。

#### 4 明治後半期の学校の様相

三島尋常小学校と郷原尋常小学校は、さらに岩島高等小学校と合併して、明治四一年三月に岩島東尋常高等小学校となる<sup>10</sup>。しかし三校とも教室が狭隘であり設備も不完全であったため、校舎は明治四二年に新

築完成の運びになる。

校長の小代伝三郎は、就学出席を促がすために、二つの手法を取った。ひとつは保護者に向かって、冬季夜間に教育幻燈会を開催して就学奨励を行なった。就学猶予を願ひ出る保護者に対しては、役場または学校に呼び出して学校に通うことの必要を説諭した。もうひとつは子どもに対して、毎月末に皆出席児童に賞品を授与し、年末には皆出席児童に賞品と賞状を授与した。他方で、出席率の最も高いクラスに毎月末賞状と奨励旗を授与し、教室の入口に掲げるというクラス間の競争を図った。

教育上の工夫として、いくつ指摘できる<sup>11</sup>。まず、始業時は振鈴で合図し、子どもは所定の場所に整列させ、そろったら級長が号令して室内に入る。その際、「姿勢ニ注意シテ且私語、他列ヲ横断スル等ナカラシム」。つづいて授業中は、答えは挙手して、しかも左手とする。許されて発言するときは机側に起立して。黒板まえに出て教壇に上らせるときは前後に会釈させる。このような規律は、ヘルバルトの思想のひとつである管理の考え方に則っている。

校訓は、忠孝・誠実・努力という三つである。その目標に向かっての行動方法は、毎日の掃除を通じて、誠実と努力を実現するというものである。校訓自体は一般的に、明治後半期に制定されてきたといわれており、岩島東尋常高等小学校も実践化していることがわかる。

学校経営あるいは教員の心得として特徴点をいくつか。「児童ノ称呼ハ名前ヲ呼ビテ呼ビ捨テスベカラズ」、「教案ハ其教授ノ前日ニ於テ調製シ校長検閲ヲウクベシ、但シ校長不在ノトキハ上席教案ノ検閲ヲウクベシ」。前者は融和的な学級経営の思想であろう。教師が子どもにむかって、「へおい」とか「へおまえ」とか「太郎」とか、権威的に呼んではいけないという注意である。ヘルバルトの訓練の思想の具体化かもしれない。

後者については、ヘルバルト教授法の徹底という側面とともに、校長の権限の明確化が表われている。同時に教員の職階制と職務権限が整ったことを示している。したがって、校務分掌という体制が取られる。岩島東尋常高等小学校では、庶務、教務、衛生、校具、図書、機械標本、整頓の七部体制を敷いている。内容上の留意点を示せば、「儀式・運動会・父兄会・母姉会等」は庶務の分掌である。つまり、学校と家庭あるいは地域との関係の領域は庶務である。教務といえ、教授細目、教授・訓練・管理、成績考査、児童の観察が職務とされている。

こうして校務分掌が成立すれば、その担当部分の全体への周知徹底が必要になってくる。職員会議が成立してくる事情であろう。岩島東尋常高等小学校の「職員会規程」を紹介しておこう。

第一条 校長ノ諮問ニ応ヘ教授上ニ関シテ評議ス、

第二条 職員会開会ハ毎月第三金曜日放課後ニ於テ開会ス、但シ時宜ニヨリ臨時会ヲ開ク

第三条 職員ニシテ職員会開会ノ必要ヲ認メタルトキハ定日外ト雖モ校長ニ申出ヅルコト、

職員会議は、「教授上訓育上ニ関スル訓示打合」<sup>(6)</sup>を目的としているところ、さらに実践的には毎月一回の「実業授業研究会」というものを開いている。これは抽選で授業者を決め、「本校職員、隣校職員、郡視学ノ批評ヲ乞フ」ことを目的とする。ほかに、「教科書研究会」を設け、「毎月毎週木曜日放課後ニ開催シ改正教科書ノ研究ヲナス」。いわゆる国定第二期教科書についての内容検討である。

教授上の改善努力のほかに、教員の修養を積むために、毎月定日に職員個々の努力していることを発表する機会を設けている。

こうしてみると、明治末期に至った学校が、教育組織体として完

成していく姿を認めることができる。校長小代伝三郎の努力が重なった成果として、「他ノ模範トナスニ足ル」と称揚される。

教師の勤務時間について限定されたことも注目しておきたい。規程として残されているものは、宿直規程なのであるけれども、反面通常の勤務時間となる。季節によって変わっているそれは、春季は午前七時から午後六時、夏季は午前六時半から午後七時、秋季は午前七時から午後六時、冬季は午前八時から午後五時となっている<sup>(7)</sup>。当然それは授業時間とも連動してくるわけで、午後も授業を行なう体制ができあがったことになる。そうであれば、子どもの「中食」時間が組み込まれ、二五分取られた。教師も子どもと一緒に食事をし、その際には、お湯当番を決めて湯が配られた。そして振鈴の合図がなければ、昼食を終わっても席を立つことは許されなかった。

なお、宿直の第一の勤務事項は、「勅語謄本保護」であった。広くいわれている、宿直は教育勅語を警備するために始まったという説を裏付ける規定である。ただし、宿直が始まったことは、学校に教員宿舎が付設されていたという状況が変化し、教員の住宅が別途建てられたということを示す。校舎平面図が見つけられないのは今後の課題である。

遺憾ながら、この時点での卒業生数は不明である。

## おわりに

岩島地域の小学校の設立状況からはじめ、明治前半期については岩下小学校を例に教育の様態を見、後半期には岩島東尋常高等小学校を例に教育の様相を見た。

教授法としては、前半期にはペスタロッチによる開発主義教授が進められ、後半期にはヘルバルトの訓練、管理の思想に基づく教育が行なわ

れた。前半期にあって、教師の異動は変転めまぐるしく、小学校にとつて、教師の安定的な確保は至上課題であった。寺子屋師匠の採用があったとしても、近代的な学校に即すべき伝習が、短期ではあってもなされたことは確認しておきたい。しかし、前稿でも明らかにしたように、一教室に一組の子どもが学んだわけではなく、いくつかの級が同一教室を共有した。多数の級がそれぞれの独立した空間を確保できる状況ではなかった。また、一人の教師は複数の等級を受け持ったのである。

学校経営の体制が後半には整い、校務分掌の明確化とともに職員会議が成立してくる。それは、校長の「諮問」に応ずる役割として期待された。

## 注

- (1) 群馬県立文書館蔵「明治六年市町村立学校 設廃 学務部学校 第二号共二冊」所収「官立学校開校御伺」。
- (2) 同右蔵「明治六年市町村立学校 設廃 学務部学校 第一号共二冊」所収「官立学校設立御伺」。
- (3) 「明治八年市町邸立学校 設廃」所収「公立学校開校御伺 北第二十六区九小区 吾妻郡三島村」。
- (4) 同右所収、「公立学校開校御伺 北第二十六区九小区 吾妻郡松尾村 横谷村」。
- (5) 同右所収、「私立学校開校御伺 北第貳拾大区貳小区 吾妻郡郷原邑」。
- (6) 同右所蔵「明治八年中 学校設立御指令 第五課」所収「公立学校設立御伺」。
- (7) 拙稿「山峡の学校史(1)」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇)』第五八号、二一九ページ。
- (8) 群馬県立図書館蔵『岩島村誌』一九七一年、八九二―八九三ページ。なおこの本によれば、海野斎となっているが、群馬県立文書館蔵の史料では、一貫して海野斎である。後掲の「岩下学校沿革誌」は海野による記録であるところ、そこでも海野斎であるから、自筆であるこれが正しいと考えられる。また同書には、人物伝が収載されており、海野の記念碑が紹介されている。
- (9) 『群馬県教育史』第一巻、明治編上巻、一九七二年、三五六ページ以降。以下の記述も同書から。なお設立年月日に疑義があるも、同書の記述に従う。
- (10) 『文部省第一年報』九丁。
- (11) 群馬県立文書館蔵「学校沿革史」所収「吾妻郡岩下学校沿革誌」。
- (12) 同右所蔵「賞与 学務部」所収「公立岩下小学校」。
- (13) 同右所蔵「学校沿革史」所収「吾妻郡岩下学校沿革誌」。以下学資金については、この史料による。
- (14) 同右所蔵「自明治四十五年至大正元年 小学校 賞罰 学務知事官房」。以下の記述はこの史料による。
- (15) 同右所蔵「明治四十四年 賞罰 学務 知事官房」。以下の記述はこの史料による。
- (16) 注(14)と同じ。以下同史料から。
- (17) 注(15)と同じ。宿直規程の時期区分を正確に表すと、四月一日から六月三十一日まで、七月一日から九月二十日まで、九月二一日から一〇月二十日まで、一〇月二一日から三月三十一日まで、である。